

1. 制度概要

- 自然災害等の突発的事由(噴火、地震、台風等)により経営の安定に支障を生じている中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で保証(100%保証)を行う制度。

2. 災害の指定基準

- (1)災害の発生に起因して、多数の中小企業・小規模事業者が直接又は間接的に被害を受け、又は受けるおそれが生じたとして都道府県から指定の要請があった場合であって、国として指定する必要があると認めるとき
- (2)災害救助法が適用された災害及び地域

3. 対象中小企業者

- (イ)指定地域において1年間以上継続して事業を行っていること。
- (ロ)災害の発生に起因して、当該災害の影響を受けた後、原則として最近1か月の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。
(売上高等の減少について、市区町村長の認定が必要)

4. 内容(保証条件)

①対象資金:経営安定資金

②保証割合:100%保証

③保証限度額:無担保8,000万円、普通2億円(別枠)

④保証人:原則第三者保証人は不要

